

生涯活躍のまち形成事業計画の策定について

1 生涯活躍のまち形成事業計画の目的

地域再生法に基づく生涯活躍のまち形成に関する事項の具現化を図り、具体的な事業内容等の詳細を定めることを目的に計画を策定。

2 地域再生協議会の位置づけ

生涯活躍のまち形成事業計画の作成には、地域再生協議会による協議・合意形成が必要とされている。地域再生協議会における協議を経て同計画を策定。

3 「生涯活躍のまち形成事業計画」の記載事項

- (1) 中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加推進のための施策
- (2) 高年齢者に適した住宅の整備のための施策
- (3) 介護サービスの提供体制の確保のための施策
- (4) 移住希望者の来訪・滞在の促進のための施策
- (5) サービス付き高齢者向け住宅の入居者要件等について
 - ①入居者要件
 - ②実際の入居者の当該用件への適合性に係る指導監督の方法について

4 地域再生協議会の議事内容（予定）

- 第1回 生涯活躍のまち構想・地域再生計画・形成事業計画について
アンケートについて
- 第2回 アンケート結果報告・形成事業計画骨子案について
- 第3回 形成事業計画素案について
- 第4回 形成事業計画素案について
- 第5回 形成事業計画策定について（今年度中の策定を予定）